



第 244 号



- 全国青年部協議会が横浜で第7回全国大会開く
- 第45回関東地域協議会で改正処理法等の説明会日程決定
- 富山県で第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」
- 平成22年度第3回目の産業廃棄物処理業者講習会開催



社団法人 東京産業廃棄物協会

## &lt;目 次&gt;

## とうきょうさんぱい

**有明興業は、未来のエネルギーを創造します。**

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。  
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

オフィス工場 → プラスチック、紙、繊維、木、金属 → ①「サーマルリサイクル」RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など  
②「マテリアルリサイクル」再資源化 → 各種メーカー  
●CO<sub>2</sub>削減を通じて、地球温暖化を抑制します。  
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。  
●限りある資源の有効活用につながります。

陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 第2バース 第1バース 若洲工場

2009~11年度 収集運搬業  
(運賃大枚を除く)  
**産廃エキスパート**  
認定番号1-09-A0012

2009~11年度 中間処理業  
**産廃エキスパート** ありあけこうぎょう 検索  
認定番号1-09-C0012 <http://www.aknet.co.jp/> TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 EC04-JC284

**有明興業株式会社**  
ARIAKE KOURYOU CO.,LTD.  
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919 EC04-JC284

**ZERO**

**技術です**

**キケンなゴミを資源に戻す**

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクリングの、名前です。

**ゼロ・ジャパン株式会社**  
MATSUDA SANGYO GROUP

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX 03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp <http://www.zero-japan.co.jp>

[青年部だより]

全国青年部協議会が横浜で第7回全国大会開く  
表彰式で東京産業廃棄物協会の受賞率の高さ目立つ

[第45回関東地域協議会]

「改正廃棄物処理法」及び「産業廃棄物最終処分場の環境管理」説明会の開催日程が決定

富山県で第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」

平成22年度第3回目の産業廃棄物処理業者講習会開催  
政省令未定の為改正廃棄物処理法の詳細説明は見送る

22年度上半期の新入会員対象に役員との懇談会開く  
正会員4社と賛助会員2社が出席し情報の入手を期待

[行政だより]

産業廃棄物適正処理推進セミナー

建設廃棄物委員会が(株)タケエイ川崎リサイクルセンターと(株)クレハ環境かながわ事業所の2社施設見学

[医療廃棄物委員会施設見学]

群馬県高崎市の群馬環境リサイクルセンター焼却施設を見学

[女性部だより]

第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」に出席  
翌日に「(株)富山環境整備」の施設見学

[社]東京建物解体協会との協議について

[地球温暖化対策] 生物多様性と経済(2)～生物多様性オフセット

かながわリサイクル製品認定制度～サンリョウ有機～

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part53

産廃相談 ア・ラ・カルト⑧

寄稿・TTT会 初開催のトライアスロン大会に挑戦！

よろず相談 (法律・事業停止処分の取消請求訴訟の二つの判決)

協会の主な今後の日程

お江戸ぶらぶら歩る記

事務局だより・編集後記

[訂正]

2

5

6

7

8

11

12

13

14

16

17

18

19

20

22

24

29

30

32

29

## 青年部だより

### 全国青年部協議会が横浜で第7回全国大会開く 表彰式での東京産業廃棄物協会の受賞率の高さ目立つ

青年部は、平成22年11月23日(火)に開かれた「全国青年部協議会第7回全国大会」に参加した。

全国大会は2年に一度開催し、前回は愛媛県(松山大会)の地で行われ、今年の第7回大会は関東ブロックの神奈川県(横浜大会)で開催された。

式典は横浜港大桟橋国際客船ターミナル大ホールにて行われ、今大会のテーマはCO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト「海よ 空よ 大地よ」を掲げ、昨年の全国青年部協議会総会以降、約一年間、全国の青年部員は大会の成功に向け努力をしてきた。

本大会内容は4部構成となっており、第1部は「海洋における地球温暖化に対する重要な役割と海洋生物の現状」と題し、スペシャルゲストのさかなクンと海洋緑化協会の内田正洋さんより、これから未来を背負う子供たちに海や生物の大切さを分かりやすく勉強してもらう講演を行って頂いた。



大会開催に当たって挨拶する加藤全国青年部協議会会长

第2部では「気候変動の現状と地球温暖化対策の今後」について、カーボンフリーコンサルティング・中西武志氏、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長・廣木雅史氏、国立環境研究所温暖化リスク評価研究室長・江守正多氏、慶應義塾大学経済学部教授・細田衛士氏、全国青年部協議会会长・加藤宣行氏の5名にて色々な角度から考えるパネルディスカッションを行って頂いた。

続いて、第3部では大会記念事業「CO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト」の結果報告及び表彰式が行われ、この一年の間、全国への外部PRとして各都道府県青年部員が電動バイク(電気スクーター)を運転し、大会アピールを行ってきたことが報告された。

表彰式では①エントリー率部門(参加率の高いブロック/都道府県の表彰)②優良取組み部門(比較的削減量の多かった取組の中から優良と思われる企業の表彰)③エコアイディア部門(社会貢献度が高い取り組み、地域でのユニークな取り組みや省エネアイデアを実践している企業の表彰)④生活部門(身近な環境保全活動を実践している企業の表彰)⑤共同削減部門(排出事業者をはじめとする関係者との共同プロジェクトによりCO<sub>2</sub>削減に繋がる取り組みを実践している企業の表彰)と5部門で2団体・20社の表彰があり、中でも東京産業廃棄物協会員の受賞率の高さが目立っていた。



石井全産廃連会長から表彰される

#### 【表彰ブロック及び受賞企業】

① エントリー率部門	九州ブロック 熊本県産業廃棄物協会青年部
② 優良取組み部門	高俊興業株式会社 環境開発株式会社 比留間運送株式会社 株式会社東亜オイル興業所
③ エコアイディア部門	株式会社浜田 東電環境エンジニアリング株式会社 北清企業株式会社 株式会社鶴商
④ 生活部門	東都運業株式会社
⑤ 共同削減部門	

全国青年部協議会 会長賞

特別賞

奨励賞

⑤ 共同削減部門

全国連合会 会長賞

全国青年部協議会 会長賞

特別賞

奨励賞

東京ボード工業株式会社

株式会社リヴァックス

品川運輸株式会社

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

アースサポート株式会社

2010かながわ油田

東建工業株式会社

このCO<sub>2</sub>マイナスプロジェクトは一年間を限定して行ってきた大会事業ということだけではなく、我々は環境問題に一番身近な業界団体として、今後も全国各社がCO<sub>2</sub>削減を継続しながら事業を行っていく事が使命だと考えている。

そして、最後の第4部は大懇親会という事で、全国より集結した青年部員、御来賓の方々を含め約700名での意見交換や交流を深めるとともに、今回チャレンジをしたCO<sub>2</sub>マイナスプロジェクトのサポートミュージシャンとして上田正樹氏、桑名正博氏、滝もとはる氏によるスペシャルライブで会場は大いに盛り上がった。この3名のサポートミュージシャンは昨年のプロジェクトキックオフ後、ミュージシャン自身のライブ活動でもこのプロジェクトを啓蒙・支援をもして戴いた。大盛況の中、大懇親会ラストを飾るライブソングとして、滝もとはる氏によるプロジェクト応援歌「海よ！空よ！大地よ！」を熱唱して頂き、全国青年部員一団となり大会の全日程が無事終了した。

最後になりましたが、祝日の忙しい中をご講演、出席して頂きました、さかなクン、内田正洋氏、江守正多氏、細田衛士氏、中西武志氏、御来賓では環境省廣木課長、全産廃連石井会長をはじめ多くの方に参加をしていただき大変有難うございました。また、今大会主管として準備・設営等のご尽力をいただいた神奈川青年部の皆様、当日も色々とお手伝いをしていただいた関東ブロックの皆様、大変お疲れ様でした。

(丸順商事(有) 矢部 要記)

#### ～全国青年部協議会 会長 加藤宣行より御礼～

お陰様で、「CO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト」は全国約2000社のエントリーを頂きました。会員各社にとってこのプロジェクトは今すぐ何か目に見えたメリットがあるわけでは無いかもしれません。しかし、損得で考えるより善悪で考える私たちのこの業界の行動は、世の中を動かし、変える日が来ることは確実にやってまいります。それを信じて、ここまで活動してくださった各関係者様、本当に有り難うございました。

## 第45回関東地域協議会

### 『改正廃棄物処理法』及び『産業廃棄物最終処分場の環境管理』説明会の開催日程が決定

(社)全国産業廃棄物連合会は、平成22年11月10日(水)午後2時から栃木県宇都宮市にある、ホテルニューイタヤ南館3階の「蓬莱の間」において、第45回関東地域協議会を開催した。来賓として環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課の廣木 雅史課長を招いて、「廃棄物処理法の改正について」と題する講演を聴いた。また、議題として、「改正廃棄物処理法の説明会開催について」・「産業廃棄物最終処分場の環境管理説明会開催について」・「公益法人制度改革への対応について」・「次回開催地の決定(東京)」・「その他」について、事務局より説明を受けた後審議を行った。



第45回関東地域協議会で挨拶する石井会長

関東地域協議会は開会の後、同協議会の石井会長と今回の開催県である(社)栃木県産業廃棄物協会の佐久間会長、(社)全国産業廃棄物連合会の仁井専務理事からそれぞれの挨拶があった。また、栃木県からは環境森林部廃棄物対策課の増田 崇課長、宇都宮市からは環境部の津田 昌利部長から来賓の挨拶があった。

なお、環境省の来賓挨拶については、出席者が公務多忙のため15時以降の到着が予想されるため、議事を先行してを行い、到着次第挨拶を頂くこととした。

出席者紹介の後、定款の規約にのつり石井会長が議長となり、議事を進

行させた。

最初の「改正廃棄物処理法」及び「産業廃棄物最終処分場の環境管理」における説明会の開催については、両議題とも審議の結果満場一致で了承された。

次の議題である、「公益法人制度改革への対応について」は、現時点における各都県協会の取組み状況が報告された。その結果、(1)「公益法人申請を行った若しくは目指す」が2県協会、(2)「一般社団法人を目指す」が4都県協会、(3)「現時点では未定である」が2県協会となっている。

また、次回開催地の決定及びその他の議題案については、審議の結果全て了承された。

その後、15分間の休憩を取ったのち、出席された環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の廣木産業廃棄物課長から来賓の挨拶と「廃棄物処理法の改正について」と題しての講演があり、第45回関東地域協議会は無事終了した。

## 富山県で第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」

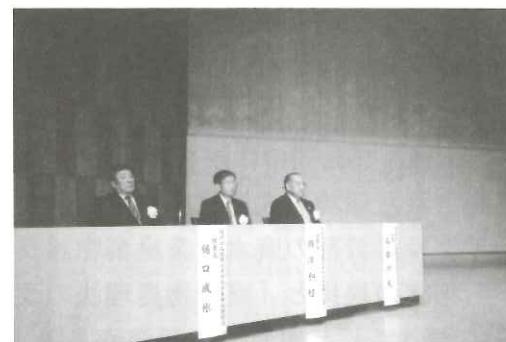
平成22年11月17日(水)13時30分から富山県富山市にある富山国際会議場で第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が開催された。全国から関係者ら約600名が参加した。冒頭、主催者3団体を代表して全産廃連の石井会長から「廃棄物処理から環境ビジネスへ。今回の会合を通じて有意義な議論を深めていって欲しい。」と挨拶があった。続いて、環境省から坂川課長、富山県の植出副知事から来賓挨拶があった。



石井会長の挨拶

続いて環境大臣表彰が行われ、18名の方々に賞状が贈られた。今年は当協会の関係者に該当者はいなかった。

基調講演は14時30分から1時間、上智大学大学院法学研究科教授・北村先生から「改正廃棄物処理法の目指すもの一産業廃棄物処理ビジネスの振興と優良化の促進」と題して行われた。改正内容に関する研究における問題点



主催者3団体の代表3氏

の提起など、斬新な内容で講演された。

休憩をはさみ、15時40分からパネル討論会が開催され、コーディネーターとして富山大学名誉教授・竹内先生、パネリストとして環境省・足立室長、富山県生活環境文化部・堀次長、YKK株式会社黒部事業所・安全衛生グループ環境管理課・柴田課長、社団法人富山県産業廃棄物協会・橋会長の4氏からそれぞれ、テーマであった「循環型社会と改正廃棄物処理法への期待」についてプレゼンテーションが行われた。

次回は平成23年11月4日、京都で開催されることとなり、17時30分に所定のプログラムを終了した。

18時から会場を移し、懇親会が開催された。参加された皆様は、それぞれに輪をつくり、情報の交換また、本日の講演者の皆様とも懇談されていた。19時30分には中締めとなり散会となつた。

尚、会合の詳細については、全産廃連及び関連業界紙に記事等の掲載が予定されているとのことでしたので、ここでは開催の報告のみを記載させて頂きました。  
(乙顔記)

## 平成22年度第3回目の産業廃棄物処理業者講習会開催 政省令未定のため改正廃棄物処理法の詳細説明は見送る

東京都環境局と(社)東京産業廃棄物協会は、平成22年11月24日(水)13時30分から16時まで、都議会議事堂1階都民ホールにおいて、平成22年度第3回産業廃棄物処理業者講習会を開いた。講習内容は例年通りであるが、「廃棄物処理法の主な改正について」は、平成18年・19年の改正内容に留め、22年に国会で可決され、23年度施行が予定の法改正については、現在政令案のパブリック・コメントが行われており、まだ改正法の政省令が決まっておらず、詳細の説明が行えないとして見送られた。



村上課長

講習会の開催に当たって、先ず主催者として東京都環境局の村上 章産業廃棄物対策課長は「先頃、水銀を含んだ廃棄物が一組清掃工場に持ち込まれ、足立工場では2億8千万円の損害が生じ、考えられない問題であり、また最近ではアスベストが含まれている廃材が見つかり、これについては解体現場での厳密な分別が肝心とされています。このようなことを考えますと、皆様方処理業者の社会的役割が非常に大きく、日々の適正処理活動が循環型社会構築に役立ち、皆様にはこういった社会からの役割が期待されていると意識されて本日の講習会を受けて頂きたいと思います。それと、ご承知の通り、東京都は昨年から産業廃棄物処理業者の第三者評価制度を実施しております。主な狙いは優良な処理業者の育成と適正処理の推進や、排出業者に信頼できる処理業者情報の提供等で、産廃エキスパート107社と産廃プロフェッショナル77社が決定しており、国でも今回の処

理法改正で優良化制度の実施が行われようとしており、いずれも処理業者の育成に力を注いでいることを留意してください」と挨拶した。

なお、講習会は次の次第で進められた。今回の講師の方々は次の通りであるが、今村 真理子氏が初登場されたので紹介の意味で写真を掲載した。

### ○更新手続きについて



環境局産業廃棄物対策課  
審査係

今村 真理子 氏

### ○契約書及びマニフェスト等について

環境局産業廃棄物対策課指導係

辺見 升 氏

### ○法改正について

環境局産業廃棄物対策課規制監視係

桑原 信武 氏

### ○最近の不適正処理事例等について

環境局産業廃棄物対策課不法投棄対策係

田中 修司 氏

## 22年度上半期の新入会員対象に役員との懇談会開く 正会員4社と賛助会員2社が出席し情報入手を期待

(社)東京産業廃棄物協会は、平成22年11月25日(木)午前11時から昼食を挟み約2時間に亘り、新入会員6社が出席して役員との懇談会を開催した。今回の対象は平成22年4月から9月までの6ヶ月間に入会した15社を対象として開いたもので、正会員4社と賛助会員2社の計6社が出席した。



高橋会長を囲んで新入会員と役員

懇談会は古川専務理事の司会で始まり、先ず高橋会長が入会を歓迎し、「現会員数は正会員583社、賛助会員73社の計656社の規模で運営しているが、現在廃棄物処理法の改正が来年4月施行予定で進められており、協会には8つの委員会があって、皆さんもこれら委員会に所属されて活躍し、協会の発展に協力願いたい」等の挨拶した。

引き続き恒例の通り出席者の自己紹介、古川専務理事による協会事業の現

状説明に続いて新入会員の意見交換が行われた。出席者の共通意見としては、廃棄物処理法の改正が進行中であることもあって、行政の動向についての適確な情報が早く入手したいことと、その対応策について知りたいということが協会に入会した共通の認識となっていた。

協会としては会員数が端的に言えば収入の主な部分を占めるためと、その数が協会の発言力の増大となるため、

不況下にはあるが、増員には力を入れるところとなっている。21年度の入会数は正会員16社、賛助会員5社であったが、退会者は不況の影響もあって正会員26社、賛助会員9社を数えた。しかし、22年度に入って前半の入会者は15社と21年度年間の入会数に匹敵し、やや明るさが見えてきている。更に賛助会員に対しては、その対策を模索するため、アンケート調査をするなどの対策を検討していることを懇談会の席上、明らかにしていた。

出席した新入会員会社の概要は次の通り。

### 〈正会員〉

#### ◇株式会社カワサキ商会

代表取締役 川崎 里絵

#### [本 社]

千葉県市川市日之出21-1-643

Tel 047-369-6126 Fax 047-369-6127

[業 種] 産業廃棄物収集運搬業（保管積み替え除く）等

[処理業開始] 平成22年7月1日

[許可品目] 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類、ばいじん

[特 徴] まだ創業してから日も浅いので特に無いが、解体業を兼業しているので建設業、製造業からの排出物を中心にしてダンプ車1台で活動しており、協会の先輩方の指導に期待している。

#### [出席者] 川崎秀樹

#### ◇京葉日立物流サービス株式会社

代表取締役 飯田 邦夫

[本 社] 東京都江東区佐賀2-8-4

Tel 03-5621-1920 Fax 03-5621-1967

[処理業開始] 平成15年10月23日

[業 種] 産業廃棄物収集運搬業（保管積み替え除く）、一般廃棄物処理業、運送業（貨物運搬）、倉庫業

[許可品目] 廃油、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類

[特 徴] 日立グループの建設業、製造業、病院等から排出される廃棄物について、顧客の要請により収集している。使用車は平ボディー（キャブオーバー）やバン等49台を駆使して収集しており、中間処理工場は特に有明興業株の若洲工場を中心に搬入している。

[出席者] 鈴木 直也 総務部部長（コンプライアンスグループ担当）

#### ◇株式会社鈴与グリーンライン

代表取締役社長 黒岩 隆

[本 社] 静岡県静岡市清水区清開3-117-7

Tel 054-335-2138 Fax 054-335-2135

[業 種] 産業廃棄物収集運搬業（保管積み替え除く）

[処理業開始] 平成17年1月16日

[許可品目] 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、（以下特別管理産業廃棄物）廃油、廃酸、廃アルカリ、感

## 染性廃棄物

[特徴] 清水港では老舗の鈴与株式会社のメディカル環境事業部の一員で、保冷車5台、青ナンバーの収集運搬車15台で、主に病院・介護施設を対象に感染性廃棄物の収集運搬を行っている。  
[出席者] 黒坂 俊介 鈴与(株)メディカル環境事業部 営業チームリーダー

## ◇有限会社シャイニング

代表取締役 高橋マハムッド シャーヒッド  
[本社] 茨城県常総市坂手町字貝置3603  
Tel 0297-27-6502 Fax 0297-27-6503

[業種] 産業廃棄物収集運搬業、解体業等  
[処理業開始] 平成22年4月5日

[許可品目] 廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類

[特徴] 建設業を主体として自動車関係の解体を行っており、関連部品のリサイクルと、それに伴う廃棄物の収集を行っている。将来は洋服などの廃品を回収してリサイクルや輸出なども考えている。

[出席者] 高橋 マハムッド シャーヒッド 代表取締役

## 〈賛助会員〉

◇株式会社ケー・イー・シー  
代表取締役 三浦 洋次

[本社] 三重県桑名市蓮花寺1635-5

Tel 0594-33-3339 Fax 0594-33-3334

[関東営業所] 東京都港区高輪4-8-9  
りぶ高輪404

Tel 03-6450-3367 Fax 03-6450-3368

E-mail h-nishio @e-kec.com

URL <http://www.e-kec.com>

[業種] 産業廃棄物処理業ほか総合リサイクル・環境安全対策等

[特徴] 三重県に中間処理施設（焼却・濃縮・中和・排水）と管理型最終処分場（許可容量218万m<sup>3</sup>）を持つ。

[出席者] 西尾 寿一 東京営業所長

## ◇東京いすゞ自動車株式会社

代表取締役社長 成松 幸男

[本社]

東京都中央区築地5-4-18 汐留イーストサイドビル7階

Tel 03-3248-3861 Fax 03-3248-3873

[業種] 新・中古車の販売、修理・整備、自動車部品・用品の販売、産業用エンジンの販売・整備等

[特徴] 最近、特に資源回収専用車の開発に努力している。しかも専用車として汎用型の運搬車が実用化できないか、効率が良く安全で安価な試作車を作製してユーザーの意見を聞きたい。  
(出席の谷川理事は永らく開発を担当してきた。

[連絡先] 販売企画部 増田 浩二

[出席者] 谷川 潮 理事 (連絡先は、いすゞ車体Tel 0466-45-2319)

# 行政だより

## 東京都からのお知らせ

### ①「産業廃棄物適正処理推進セミナー」の開催について

東京都は、排出事業者を対象に、産業廃棄物の適正処理を推進するため、1月25日(火)から、環境省と財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と共にセミナーを延べ5回実施します。処理業者の皆様には、是非お取引のある排出事業者の皆様に参加をよびかけていただければと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。

②九都県市廃棄物問題検討委員会による「九都県市排出事業者意識等の報告書」がまとめました。ホームページ「九都県市リサイクルスクエア」(<http://www.re-square.jp/>)をご覧ください。

## 産業廃棄物適正処理推進セミナー

### 1 目的

産業廃棄物の適正処理を推進するために、排出事業者を対象に、廃棄物処理法遵守のための基礎知識、適正処理管理の具体例、優良な産業廃棄物処理業者の活用、来年度からの廃棄物処理法改正の内容等を説明するセミナーを実施する。

### 2 内容

- (1) 産業廃棄物を排出する事業者の基礎知識 (約90分: 財団選任予定)
  - ・契約・管理票・処理責任等
- (2) 廃棄物処理法の改正内容 (30分: 都)
- (3) 東京都における産業廃棄物処理業者の第三者評価制度の活用について (30分: 都)
  - ・国の優良性評価制度との違い、処理業者選択のすすめ等

### 3 主 催 東京都

(共催予定) 環境省、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

### 4 開催日時 全5回 (内容は全て同じ)

- 第1回 1月25日 (火) 午後2時から 4時30分まで
- 第2回 1月26日 (水) 午後2時から 4時30分まで
- 第3回 2月2日 (水) 午後2時から 4時30分まで
- 第4回 2月23日 (水) 午後2時から 4時30分まで
- 第5回 2月24日 (木) 午後2時から 4時30分まで

### 5 会 場 東京都トラック総合会館 (予定)

東京都新宿区四谷3-1-8 電話 03-3359-6251

### 6 申込方法 申込書に必要事項を記載のうえ、都にFAXで送付。 申込書は、都・財団のホームページからダウンロードにより出力。

### 7 定 員 150名 (定員に達した時点で申込の締切り)

### 8 問合せ先 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 電話 03-5388-3586 FAX 03-5388-1381

## 建設廃棄物委員会が(株)タケエイ川崎リサイクルセンターと(株)クレハ環境 かながわ事業所2社施設を見学

平成22年11月4日(木)に建廃委員会が、行政と排出事業者団体の参加を得て行う研修会で、(株)タケエイ川崎リサイクルセンター、(株)クレハ環境 かながわ事業所の2社の施設を見学。

東京駅八重洲鍛冶橋駐車場に集合し処理会社関係13人、排出事業者関係8名、行政関係11名、協会関係3名の計35名にて出発、程無くして一ヵ所目の見学先である建設系混合廃棄物処理を主としている(株)タケエイ川崎リサイクルセンターに到着。



山口タケエイ社長

最初に、会議室で山口タケエイ社長から施設概要の説明を受けた後、なんと乗ってきた大型バスにて施設見学、この施設の特徴は、品目別に専用処理建屋があり、その建屋内の見学も大型バスに乗りながら見学出来るほどとにかく敷地も通路も広い。広いだけではなく、その広いスペースを有効に人と重機の作業効率がいかされ、高いリサイクル率につながっているのだと思える施設であった。

見学終了後、会議室に戻り、東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課の方より、「がれき類破碎施設における適正処

理について」という題目で昨今、社会問題等にもなっている再生砕石に石綿が混入が確認されたという件について、東京都の石綿混入防止対応策の取り組み状況と指導状況等の講演をして頂いた。

昼食後、二ヵ所目の見学先である(株)クレハ環境 かながわ事業所へ移動、旧かながわ廃棄物処理事業団から事業継承し焼却を主として処理している施設だ。

皆さんもご存じの、クレラップでお馴染みのクレハの関連会社で、本社は福島県いわき市で、液物から医療系等多種多様の廃棄物を大型焼却炉にて焼却処理を得意とされている会社。

本年4月より、かながわ事業所として、より幅広く迅速に排出事業者からの要望に対応できるようにと、この施設を購入し稼働を始められたそうです。

施設の特徴としては、サーマルリサイクルによる発電とキルンストーカ炉と流動床炉の3炉を設置し幅広く色々な廃棄物に対応できる施設という事でした。

(株)クマクラ 熊倉 育記)



阿部クレハ環境東京営業部長

## 医療廃棄物委員会 施設見学会

### 群馬県高崎市の群馬環境リサイクルセンター焼却施設を見学

医療廃棄物委員会は平成22年11月26日(金)に年一度の施設見学会を実施し、今回は群馬県高崎市にある群馬環境リサイクルセンター(株)の焼却施設を見学した。



白ジャンパーの田中社長を囲んで

施設見学当日は小春日和の快晴に恵まれ、北関東晩秋の冷たい空っぽ風に備えて用意した各自のコートが邪魔なほどの陽気となりました。高崎駅で待ち合せをして、群馬環境リサイクルセンター(株)田中等社長や佐藤精幹技術部長に直々のお迎えを頂きました。車2台に分乗して高崎駅から10分程度に、昭和電気鉄鋼工場に隣接する施設に到着。立地条件の良さに加え、工場前に流れれる利根川支流の遙か先に榛名山の眺望が広がり、景観に恵まれた自然条件と広い敷地の労働環境の優秀性も認識しました。

焼却と医療廃棄物保管施設の見学前に田中社長の会社や施設の説明。そして、保冷保管の新旧2施設、自動投入ライン、JFE製焼却施設等を見学。最後に見学を終えて応接室での締め括りの懇談となりました。田中社長にご説明

頂いたお話の要旨は、以下の通りです。  
①平成13年に足尾銅山で創業したが、昭和電気鉄鋼に現高崎工場用地の分譲を受けた。

②当初コークスベット式の溶融処理事業を目指したが、古河機械金属と東邦亜鉛の共同出資会社として増資後、平成18年4月焼却処理で医療廃棄物に特化して営業を開始した。

③現在、焼却処理能力は35t/dだが、来年6月にガス処理のバグフィルターを増設し、60t/dに焼却処理能力を上げる予定である。

④コスト削減のため24時間操業、ロボットシステムで徹底した省力、省人化を図った。

⑤医療廃棄物の保管能力は緊急時等に備え14日分490t/dの保冷保管が可能である。

⑥荷については、関東一円からの持ち込みがあり、現在の稼働率は90%である。

⑦深谷市や熊谷市周辺の小規模なバッチ炉等との競合が激しい状況にある。

⑧互いに首を絞め合うダンピング競争は避けるべきであり、適正処理と事業の持続可能な価格を堅持したい。

(ムゲンシステム(株) 伊藤 彰記)



## 女性部だより



### 第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」に出席、翌日に(株)富山環境整備の施設見学

平成22年11月17日(水)、富山国際会議場において第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が開催され、女性部7名で参加いたしました。翌日は(株)富山環境整備の施設を見学いたしました。

清々しい秋晴れのなか、富山市内に向かう車窓には、雪化粧をした立山や剣岳の壮大な景色が広がり、圧巻の迫力で私たちを出迎えてくれました。

会場の目の前の富山城址公園には、自転車を止める「ステーション」がありました。これは市内各所に点在しているステーションから自由に自転車を利用し、使用後はステーションを選ばずに返却することができるというレンタサイクルのシステムです。二酸化炭素の排出量の削減を図るとともに、中心市街地の活性化や回遊性の強化を図る目的で作られたそうで、とても環境への意識が高い自治体ということを窺うことができました。

11月17日(水)午後1時30分から、第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が開催され、(社)全国産業廃棄物連合会 石井 邦夫会長は、循環型社会への貢献や低炭素化社会への推進、動脈産業とのパートナーシップを結ぶ必要性について強く語られました。

基調講演では、上智大学大学院法学研究科の北村 喜宣教授が産廃業の歴史について再度確認の意味をこめて語ら

れるとともに、今回の法改正の経緯や展望を「改正廃棄物処理法の目指すもの－産業廃棄物処理ビジネスの振興と優良化の促進－」と題してお話し下さいました。

また「よりよい業者の可視化」が重要となり、あらゆる角度から業者の情報を提供し、一層厳しい基準に適合できるような体力のある処理業者を育成する必要性を説かれました。

その後のパネル討論会では「循環型社会と改正廃棄物処理法への期待」をテーマに、コーディネーターは富山大学の竹内 茂彌名誉教授のもと、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部制度企画室の足立 晃一室長、富山県生活環境文化部の堀 武司次長、YKK(株)黒部事業所環境・安全グループ環境管理課の柴田 光課長、(社)富山県産業廃棄物協会の橋 正則会長が討論を行いました。

特に印象的であった富山型使用済小型家電等のリサイクル推進モデル事業では、県、市町村、県内企業が一丸となって独自のリサイクルシステムを確立しています。これにより、循環型社会の実現と環境側面からの地域活性化、

また快適なエコライフスタイルを確保することができ、ここでも環境に対する意識の高さを感じさせられました。

場所を移動しての懇親会では、越中八尾おわら風の盆の唄と舞を堪能しました。その席では、循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰受賞者の(社)神奈川県産業廃棄物協会 根本 敏子副理事長(株旭商会 代表取締役)から産業廃棄物業界での女性の役割などについてのお話を伺ったり、各協会からお越しの女性部の方々と活動状況の情報交換をするなど、充実した時間を過ごすことができました。

翌18日(木)は、(株)富山環境整備の各施設を見学させていただきました。

東京ドーム20個はゆうに入るという広い敷地には、破碎選別施設、圧縮・減容施設、サーマルリサイクル施設、建設汚泥・建設残土資源化施設、管理型最終処分場に加えて浄水施設を設置するだけではなく、最終処分場の跡地を利用した苺やにんにくの水耕栽培や、最終処分場造成時の伐木を利用した木炭・木酢液の製造を行っていました。

また、容器包装リサイクルについては、近県の石川県、福井県だけでなく、奈良、京都、埼玉、群馬など広域に渡って日に100t～120tの荷を集め、ペレットに加工していました。それをリバース製品製造工場にてゲル状にしてからペレットに成型・販売するという、静脈から動脈までを1つの企業で行うフローが構築されていることに驚きました。更に使用を終えた再生ペレットを再度回収し、何度もリサイクルされて

いるそうです。

更に汚泥・土壤等を無害化し、リサイクル土を路盤材などとして販売したり、今後は燃えがらからのレアメタル回収も検討されるそうです。

それ以外にも、社会貢献の一環として水耕栽培による地元高齢者の方の再雇用促進のお手伝いや、NPO法人を設立して通学路のパトロールを行うなど、地域に密着した活動をされていました。

富山県のように県内民間企業との積極的な提携で資源循環を行う自治体、循環型社会形成へ向けて力強く前進し、社会貢献を行う企業の理想的な在り方に、深く感銘を受けました。

最後になりますが、貴重なお話を聞かせてくださった主催者・講演者・パネリストの皆様、施設見学をさせてくださった(株)富山環境整備の皆様に本誌を借りて厚く御礼申し上げます。

(有明興業(株) 松下洋子 記)



## (社)東京建物解体協会との協議について

平成22年11月2日(火)午前10時から、当協会会議室にて(社)東京建物解体協会の会長・高山眞幸氏、理事・高橋仁氏、理事・永島久緒氏の来訪を受け、アスベスト問題に関する意見の交換を行った。当協会からは高橋会長、吉川専務理事他が出席した。

高山会長から東京建物解体協会の概要の説明があった。同協会は会員約100社で構成されているが会員数は減少傾向にあるという。

しかし、非会員の同業者が200~400社あるとみられており、解体業そのものには産業廃棄物処理業界が廃棄物処理法で規制されているような直接的な法規制が存在しない。

解体業を営むには「とび・土工工事業」の建設業許可があれば出来ることとなっている。ここが両協会の間の背景に於ける大きな相違点である。

今回のアスベスト問題に関しては、東京建物解体協会から傘下の協会員に対して解体に際しての注意事項を伝達している。しかし、非会員に対しては情報提供手段がないため、昨今の経済情勢から、非会員の同業者の低価格による参入が多く、特に、地方に埋立て処分場を所有している業者が仕事を請負う場合が増加してきている。

東京産業廃棄物協会からは、解体現場から搬入される廃棄物についての現状について説明を行った。排出時に分別が不十分であると受け入れが不可となることも説明した。

これまで解体業者との協議は、個別

に行われている以外は適当な場がなかったため、お互いの想いがなかなか伝えられなかつた等、率直な意見を披露した。

東京建物解体協会と当協会は、お互いが賛助会員となっているだけで、特段の交流が行われていなかつた。今後こうした協議の場を、場合によっては他の関係者も含めて設け、適正処理が確保されていく方策を構築していくことで意見の一一致をみた。

今回がその契機となり、意見交換の場が設けられることとなります。従つて、当協会の会員各位の意見も十分反映していくべきと考えますので、本件に関する意見がございましたら、事務局へお申し出頂きたいと存じます。

なお、(社)東京建物解体協会のホームページによると、都市開発に取り組む建設産業の中で、その「工事の始まり」を担う解体専門業者の団体で、その概要は次の通りである。

名称 社団法人 東京建物解体協会  
設立 昭和60年4月1日 (社団法人認可)  
発足は昭和46年8月  
住所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-10-1-401  
役員 会長 高山 真幸 (株)高山工業  
副会長 小熊 徳彦 (株)東京解体工事工業所  
専務理事 関野 直木 (株)関野工務店  
常務理事 酒匂 信義 事務局長  
(以下、理事・監事は省略)

みんなで使おう!  
"再生紙"

## 地球温暖化対策

### 生物多様性と経済(2) ~生物多様性オフセット

アメリカのサイエンス誌によれば、私たちがこのまま天然の魚を食べ続けば、2048年までに天然の魚介類がいなくなるという。“次の世代のために”などと言ってはいられない事態だ。10月11日から名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、途上国の生物資源の利用と利益配分を決める「名古屋議定書」と、今後の生態系保護の取り組みとなる新戦略目標(愛知ターゲット)を全会一致で採択し、閉幕した。この採択はほんとうに生物多様性を守ることにつながるのか。

日本の証券会社が生物多様性に配慮した企業を投資対象とする生物多様性ファンドを売り出したところ、3ヶ月で20億円を売り上げたという。自然を破壊して原材料を得ているとして、抗議をうけるケースは日本でも起こっており、消費者の行動がある日突然、自社の企業活動に影響を及ぼす前に、生態系保護を先行投資と考える時期にきている。

生態系保護の手法で最近注目されているのは、生物多様性オフセットだ。まず開発が行われる場所で失われる生態系の価値を定量化する。よく用いられる手法がHEP(ハビタット評価手続き)だ。HEPでは、その場所の生態系を代表する数種を選び、指標とする。希少なウサギを例にすると、ウサギにとって餌の量や繁殖のしやすさなどからハビタット(生息環境)の質を算出し、質に面積をかけてハビタットの価値を求める。ある企業の事業活動により失われる生息環境の価値を「ネットロス」、この企業が隣接地(オフセット地)で自然を復元することにより得られる生息地の価値を「ネットゲイン」という。ネットロスとネットゲインの値が同じになるように企業が事業を行えば、損失分はゼロ、すなわち「ノーネットロス」となる。こうした自然を復

元・創造する事業のことを、「生物多様性オフセット」と呼ぶ。

アメリカでは、自然復元の代行業で成功したコンサルタント会社のビジネスモデルが全米に広がり、年間3000億円の市場へと急成長している。個々の企業が自然を復元するには費用も手続きも大変で、ばらばらの小さな自然しか復元できない。

そこでこの会社は、先にまとまった規模の自然を復元し、その権利を分割して、復元を義務付けられた開発企業に売ることにした。空間設計の専門家や植物学者、生物学者を雇い、復元後の維持管理業務も一括して請け負う。企業は一度決まった額を支払えばよく、生物は広い生息地を得られるというメリットもある。

生物多様性オフセットは、すでに53カ国で義務化、制度化され、ほとんどの先進国が含まれているが、日本にその制度はまだない。日本経団連は、「生物多様性を評価する科学的データが不十分であり産業活動への過剰な制約となる可能性が高い」として、生物多様性オフセットの導入には慎重な姿勢だ。自然を売り買いたることへの批判の声もある。しかし、何もしなければ一度失われた自然は失われたままとなることもまた、事実である。

(日栄産業株 吉本花子 記)

## かながわリサイクル製品認定制度～サンリョウ有機～

平成22年10月19日(火)に開催された、かながわリサイクル認定製品第1回認定証交付式において14製品が認定され、その中の一つとして、(株)三凌商事独自ブランドの肥料製品である「サンリョウ有機」が選ばされました。

当日の交付式では、松沢神奈川県知事より認定事業者に直接認定証が授与されました。



松沢県知事と赤石社長

「かながわリサイクル製品認定制度」は、神奈川県が本年4月に創設し、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用の促進、県内のリサイクル産業の育成と振興を図るため、循環型社会の形成を目指すことを目的に、リサイクル製品の品質、安全性について一定の要件を満たしたもののが神奈川県が認定し、県自らが認定製品のPRをホームページや報道発表などを通じて行い、リサイクル製品の利用促進を図る画期的な制度として誕生しました。

この制度の認定要件として、神奈川県内での販売と安定した供給、県内で発生した循環資源を原料として製造、生活環境の保全のために必要な措置が講じられ

ている事業場で製造が行われている、原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されている、県の設定した安全性・品質等の認定基準を満たしていることなどがあり、現地調査も含め、県職員と多方面の識者によって認定の是非が検討されます。

今回認定されたサンリョウ有機は、神奈川県愛川町にある臭気を外部にださない屋内型密閉式の発酵施設「三凌愛川リサイクルセンター第2工場」で製造されている。

食品関連工場からなる動植物性残さ、汚泥とおが屑を混合し、約3ヶ月間の発酵と熟成を経て、肥料として製造される。

2000年にISO14001を認証取得して以来、徹底管理の下、製造された安心・安全な肥料として、農家や家庭菜園を楽しむ方々に広く販売をしてきました。

本認定を機に、原料受け入れと肥料の販路拡大を行いながら、循環型社会構築のため良質な肥料を作り、これからも努力して参りたいと思います。

サンリョウ有機はオープン価格で好評発売中。当工場にて直売も行っていますので、是非お試し下さい。



サンリョウ有機

株式会社三凌商事  
ホームページ  
<http://www.tyo-sanryo.co.jp/>

(三凌商事 大崎)

## 身边な「ヒヤリ・ハット」事例 Part53

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	走行中	歩行者用信号が赤だったにも関わらず、交差点3m程手前の木の陰から、人が横断しようと自転車に接近してきた。	交差点ではすぐに止まれる速度で走行する。
2	片側三車線道路の左側車線を走行中	真ん中車線を走行していたトレーラーが、左にワインカーを出してすぐ車線変更しようと自転車へ接近してきたが、並行していた為ワインカーに気付くのが遅れ、トレーラーの後部と接触しそうになった。	後方の道路状況をよく確認し、周囲の車両が車線変更してくるかもしれない事を予測して走行する。トレーラーなど大型車の横を走行する場合は、ワインカーが見にくいう事があるので十分注意する。
3	雨天での運転中	路面が濡れていたところに、猫が飛び出してきたので急ブレーキを掛けたら、タイヤがロックして10mくらい操作がきかなかった。	雨が降っている時などは、急ブレーキを掛けないよう控えめな運転を心掛ける。
4	左側車線を走行中	右側車線を走行していたタクシーが、客を見つけワインカーも出さず急に左側車線へ割り込み停車した為、追突しそうになった。	常に周囲の状況を把握し、危険を回避できる速度で走行する。
5	右車線を走行中	左車線でハザードを点けて停車していた車が、ハザードを点滅させたまま、急に右車線へ進入しようとしてきた。	ハザードを点けて停車している車は、合図をしているつもりで移動する車もいるので、十分に注意する。
6	車で収集先に向かう途中	交差点の信号が青にも拘らず、3~4km手前から自転車の前を走行していた(無灯火・蛇行運転)車両が急停車した。不審に思い、車間距離を十分にとっていたので何事もなく対応できたが、一歩間違えば事故になっていたかもしれません。	不審な動きをする車両には近づかず、一旦停車するなどして危険を回避する。
7	出勤時に裏道を走行中	交差点で、信号を無視して走ってきた自転車が、自転車の目の前を通過した。徐行していたので事故にはならなかつた。	見通しの悪い交差点なので、スピードは出さず安全確認をしっかり行う。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

# 産廃相談 ア・ラ・カルト⑧

## 質問相談 1

- ①相談者：排出者（建設工事業）
- ②相談案件：診療所のレントゲン室の解体処分
- ③相談内容：レントゲン室の四方の壁に薄い鉛版が張られている。放射線物質汚染の有害性の恐れはないか。

=回 答=

医療機関のレントゲン室にて使用されるX線は写真感光用であり、鉛板に残留していたとしても、人体に影響を及ぼすレベルの放射線でないともいわれる。

特に残留放射線は半減期があり期間の経過により低減化する。

金属くずを扱っている産廃処理業の中には、残留放射線を測定する機器を保有する業者もいる。持込む前に、処理業者に相談してください。

## 質問相談 2

- ①相談者：下水管清掃・産廃処理業
- ②相談案件：収集運搬の許可車両
- ③相談内容：市の下水管清掃を請け負っている。清掃用バキューム車に産廃汚泥の収運許可がなぜ必要か。

=回 答=

下水管の清掃に伴う汚泥は施設管

理者の管理上の発生物となり、排出責任は施設管理者となる。清掃用バキューム車にて処分先まで運搬することになるため、産廃収集運搬の許可が必要。

## 質問相談 3

- ①相談者：産廃収集運搬業者
- ②相談案件：アルコール検知器の使用義務付け
- ③相談内容：来年4月予定の「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正案によるアルコール検知器の使用義務付けの内容を知らせて欲しい。

=回 答=

事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するために、国土交通省は「事業者は点呼時に酒気帯びの有無を確認する場合には、目視のほかに、アルコール検知器を用いて確認しなければならない」の規則案を発表。

これによりアルコール検知器の設置と使用が義務付けられる予定。

また検知器は据え置きタイプだけでなく、電話点呼の場合には運転者にアルコール検知器を携帯させ、検知結果を報告させ、記録する方法も認める予定。

運送事業輸送安全規則の制定は12月、適用は平成23年4月を予定。

## 質問相談 4

- ①相談者：リサイクルショップ経営者
- ②相談案件：使用済物品の回収業
- ③相談内容：一般家庭の家電製品等の使用済物品について有価を装って有料回収している業者が存在する。廃掃法上、問題とならないのか。

=回 答=

一般家庭の家電製品等の使用済物品を許可なく営業として回収する業者が増加している。回収物すべてを有価購入するのであれば、廃棄物処理法上の問題は発生しないが、全部又は一部の品目について廃棄物処理費用を徴収する場合には、無許可営業の疑いにより逮捕の事例もある。

廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者に対して、行政は廃棄物処理法に基づく報告の徴取、及び立ち入り検査を通して指導を強化する方針である。（平成22年10月21日付環廃対発第101021001。環境省廃棄物対策課長通知参照）

## 質問相談 5

- ①相談者：車両整備工場
- ②相談案件：自動車タイヤ（廃プラ）の処分
- ③相談内容：タイヤ（廃プラ）を燃料用に有価で売却する場合、廃棄物処理の扱いをしなくても良いか。

=回 答=

タイヤが有価で売却（輸送費を差し

引いても）できる場合、燃料用など処理内容、使用内容が明確に確認できれば廃棄物処理とせずに有価物の扱いは可能です。但し、廃棄物由来の物であるため、受け渡しの伝票又は帳簿を必ず備えること。

## 質問相談 6

- ①相談者：スクラップ業者
- ②相談案件：WDS（廃棄物情報シート）の必要性
- ③相談内容：船にてスクラップを運搬委託する場合に、WDSの通知を必ず交付する義務があるか。

=回 答=

スクラップも廃棄物由来の物であり、廃棄物に準じて処理委託することが望ましいとされている。

ただしWDSについては生活環境上の支障の発生の恐れがあるなどの必要な場合に通知するとされている。各事業者が個別に判断をすること。

なお、回答に対するご意見、ご質問等は東産協HPの問い合わせWEBにお寄せいただければ幸甚です。

[\[http://www.tosankyo.or.jp/\]](http://www.tosankyo.or.jp/)  
行政書士／賛助会員 北村 亨  
(東京産廃協会 専任相談員)

— ◇ — ◇ — ◇ —

本稿では、実際にあった相談事例を掲載しております。実務においては、行政機関にご照会下さい。

## 寄稿・TTT会 初開催のトライアスロン大会に挑戦！

### 「第1回 アイアンマン70.3 セントレア常滑 ジャパン」出場報告

愛知県常滑市にて、9月19日(日)日本初の開催となる「第1回 アイアンマン70.3 セントレア常滑 ジャパン」に、森(ハチオウ)と山田(栄和清運)の二名が、TTT会を代表して参加してきました。

総距離は113キロ(70.3マイル)で、スイム19キロ、バイク90キロ、ラン21キロとなり、潮の流れが速い海とアップダウンの多いバイクコースが特徴的でした。初開催とあってか、1100名の募集のところを、申込が日本全国や海外から殺到し、



長男とアイアンマン・ 大会会場のセントレア空港にて 森(左)と山田(右)



あっという間に定員となりました。景観豊かなコース設定で、セントレア空港に繋がる橋を走り空港内でフィニッシュする世界にも類を見ないコースでした。

著名の方も参加されていて、リサステッガマイヤーさんは最後のランで私のすぐ後ろを走っていました。

日本のトライアスロン界は2010年に急成長しました。第1回ユース・オリンピックの女子で佐藤優香さんが日本初の金メダル。国際トライアスロン連合のワールドカップ女子で上田藍さんが二連覇。

中国広州のアジア大会では、男子・女子共にワン・ツーフィニッシュで、金・銀メダルを獲得しました。ロンドンオリンピックに向けて、トライアスロンという新しい競技が日本で注目されつつあります。(森 記)

リザルト	総合記録	スイムラップ	バイクラップ	ランラップ	年齢別順位
森 雅裕	5:50:58	0:38:34	3:01:16	2:04:40	36位
山田 宏一	6:23:19	0:34:15	3:15:03	2:24:17	109位

### 第1回 木更津トライアスロン大会 —赤い橋の伝説—

栄和清運の山田です。10月24日(日) 港で行われましたトライアスロン大会 天気一曇り 千葉県木更津市の木更津へ参加しました。

当日、会場へ移動する車中、どんよりとした空を眺めていると、連戦(9月～すでに大小3レースに参加)の疲れも取りきれておらず、トレーニングも不十分だったこともあり、色々な不安を感じてしまう自分がいました。しかし、会場近くの駐車場でハチオウの森さん達(TTT会)と合流し談笑しているうちに徐々にテンションが上がり、レースへの集中力を高めていくことが出来ました。

いよいよ本番。直前の選手説明会で大会実行委員会から突然スイムの距離が半分に短縮との報告(当日の水温が低すぎる為)。若干拍子抜けしてしまいましたが、あれよあれよという間にレーススタート。まず、スイム750m(予定では1.5km)ですが……寒い!!他の選手の皆さんもスタート前からガタガタ震えておりました。距離が半分になって良かったと思いつつ、次のバイク(40km)へ。今回のレースは地元の青



表彰台にて山田(左)と森(右)

年会議所の方々が中心となり、第1回目の開催ということもあり、沿道で応援されているみなさんも『早っ!』とか『すげ~!』など、かなり驚いておられたのが印象的でした。そんな暖かい声援の中、レースは後半のラン(10km)へ。今回のレースの目玉となる木更津港中ノ島にかかる中ノ島大橋(赤い橋)の伝説!木更津キャッツアイというドラマのロケ地として有名だそうです。木更津のシンボル!?)を2往復。アップダウンがきつく、かなり体力を消耗しましたが、なんとかゴール。その後、ゴール付近の出店で地元の名産をおいしく頂きながら、大会フィナーレのイベントを楽しみました。

今年は、このレースが最後となります。来年も新たな挑戦をしつつさらなる精進をしなければ…と、帰りの車中クレープを食べながら闘志を燃やす山田でした。

(山田 記)



山田のフィニッシュ

リザルト	総合記録	スイムラップ	バイクラップ	ランラップ	年齢別順位
山田 宏一	2:10:48	0:13:58	1:11:20	0:45:30	8位
森 雅裕	2:21:12	0:15:21	1:17:09	0:48:42	13位



弁護士  
芝田 稔秋

事業停止処分の取消請求訴訟の二つの判決  
どちらが正しいか

法律相談

広島高裁岡山支部の判決（平成16・7・22）は、エヌエス日進事件において、「10日間の事業停止処分」に対する取消請求訴訟について、「訴えの利益」があると認めて、岡山市の行政処分を取消したのに対し、大阪高裁（平成22・11・25）では、H社の提起した「3日間の事業停止処分」の行政処分取消請求訴訟において、「訴えの利益」がないから不適法であるとして、H社の請求を棄却した。

いったい、どちらが正しいのだろうか。

### 広島高裁岡山支部 エヌエス日進事件

＜事例1＞ 岡山市は、エヌエス日進株式会社（以下「N社」という）に対し、廃棄物処理法に基づき、平成12年12月19日に、10日間（平成13年1月10日から同月19日まで）の事業停止処分をした。

理由は、平成12年6月上旬から同年9月21日までの間、産業廃棄物中間処理業務に伴って生じた産業廃棄物である汚泥（セメント等により固化したもの）の収集運搬をT社に委託する際、書面による委託契約を行わなかったというもの。

そこで、N社が岡山市を被告として、事業停止処分を取消せとの訴えを提起した。

#### 《争点1》 訴えの利益の有無

##### 岡山市の主張

N社の訴えは、事業停止処分後に訴えたのだから、「訴えの利益」がなく、訴えそのものが不適法だから、却下すべきだという。

行政事件訴訟法36条に定める無効確認訴訟及び同法3条2項に定める処分取消の訴え（取消訴訟）が適法なものとして取り上げられ、請求の当否について本案判決を得るために「訴えの利益」が必要であるところ、本件事業停止処分に係るN社の訴えは、本件事業停止期間の経過により、「訴えの利益」が既に消滅しているというのである。

##### N社の主張

「訴えの利益」はあるから訴えは適法である。

廃棄物処理法14条の4第2項等は、産

業廃棄物処理業の許可は、5年を下らない政令で定める期間ごとに更新を受けなければ期間の経過によりその効力を失う旨規定しており、この許可更新処分にあっては、許可に準じる審査基準が適用されるところ、同法14条の4第3項、7条3項4号ホには、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定されており、エヌエス日進が将来産業廃棄物処理業の許可の更新を申請した場合、本件事業停止処分の存在は、更新の許否を決する際に、又は廃棄物処理法に基づく多種の許可を申請した際に、考慮しうる不利益な事由に該当する。

K市は、エヌエス日進のように比較的短期間の事業停止処分を受けた者が、廃棄物処理法7条3項4号ホに該当するとされることはあり得ないと主張するが、取消し等を求める訴えの利益があるといえるためには、その不利益処分がなされたことによって相手方が将来不利益な扱いを受ける可能性ないし現実的な可能性があることまでは必ずしも要せず、抽象的な可能性があることをもって足りるというべきである。

##### 《広島高裁岡山支部の判断》

##### 訴えの利益の有無について

(1) 行政処分についての取消訴訟あるいは無効確認訴訟は、当該処分の効果が期間の経過等により消滅した場合においても、なお処分の取消あるいは無効確認をしなければ回復できないような法律上の利益を有する者に限りこれを提起する

ことができる（行政事件訴訟法9条、36条）。

したがって、事業停止処分のように、行政処分が一定の期間内に限り、国民の権利利益を制約するものである場合、すなち、処分に期間が付されている場合、期間経過後においては、処分がされたことを理由として法律上の不利益を受けるおそれがあるのでなければ、その取消し等を求める訴えの利益は消滅する。

(2) 本件の場合に本件事業停止期間が経過していることは明らかであるから、なお、N社において、法律上の不利益を受けるおそれがあると認められるかが問題となる。

(3) 廃棄物処理法14条2項、5項及び同法14条の4第2項は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業について、5年を下らない政令で定める期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う旨規定しており、その更新許可にあっては、許可に準じる審査基準が適用されるが、同法14条3項等により適用される同法7条3項4号ホは「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」には許可をしてはならない旨規定している。

(4) この規定について、岡山市は、申請者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が初めから期待できないことが明らかな者をいい、N社のように比較的短期間の事業停止処分を受けた者は、上記規定に該当するとされることはあり得ないと主張する。

しかし、上記規定には岡山市主張のような限定は付されておらず、N社が、将来産業廃棄物収集運搬業等の許可の更新を申請した場合、本件事業停止処分の存在がN社にとって不利益な事由として考慮されるおそれがあるといわざるを得ない。

(5) 以上によれば、本件事業停止処分に係るN社の訴えには訴えの利益があると認められるから、当該訴えは適法である。岡山市の主張は採用できない。

#### 大阪高裁（平成22・11・25）H社事件

##### ＜事例2＞

K市は、同市内の「H社」（一般廃棄物収集運搬業者）に対し、廃棄物処理法に基づき、3日間（平成21年7月31日から同年8月2日まで）の事業停止処分をした。

理由は、H社はK市において、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の収集運搬を行っている業者であるが、平成21年5月18日、H社が事業系一般廃棄物の「許可の条件」に違反して、事業系一般廃棄物である金属くずを、K市・M市・N市の3市で営む「K・M・N環境事業組合」（焼却処理施設）に搬入せず、スクラップ業者に搬入したというものである。

「許可の条件」とは、「関係法令及び市条例等を守り、市民に迷惑をかけないよう円滑に作業を行うと共に、収集後の事業系一般廃棄物を他の廃棄物と混載せず、K・M・N環境事業組合に搬入する

こと」というものである。

許可条件にある「事業系一般廃棄物を事業組合に搬入すること」の実質的な趣旨は何かというと、事業系一般廃棄物を事業組合に持ち込めば、事業組合が、その中から売却できる資源物（金属くず・缶・ビンなど）を取りまとめて売却し、その収入をK市の財源とすることができるので、同事業組合に搬入すること、というものである。

なお、他の2市に許可の条件は、「法令を遵守して、適正に収集運搬すること」というようなもので、特に条件というほどのものは付いていない。

そこで、H社がK市を被告として、事業停止処分を取消せとの訴えを提起した。

H社の不服の理由は、

①第一に、原告は、許可条件には違反していないということ、すなわち、許可条件は、「事業系一般廃棄物を事業組合に搬入すること」であるところ、原告がスクラップ業者に持ち込んだ物は、スチール製の棚板であり、これは現在再生利用の目的などから取引価値を有するものとして扱われているから、「有価物」（資源物）であること。

②第二に、仮りに本件金属製陳列棚が「廃棄物」にあたり、原告の行為が許可条件に当たるとしても、本件許可条件そのものが違法であるということである。

すなわち、処理法が認めている条件は、「生活環境の保全上必要な条件」であって、いかなる条件を付してもよいというものではない。本件条件は、「生活環境の保全上必要な条件」に当たらないから、

行政指導としての意味は持つが、法7条の3第3号の行政処分の根拠とはなりえないということである。

#### 《争点1》 訴えの利益の有無

##### K市の主張

この訴えに対して、K市は、H社の訴えは、事業停止処分後に訴えたのだから「訴えの利益」がなく、内容に入るまでもなく、訴えは不適法であり却下すべきだと反論した。

##### 《大阪地裁の判断》

大阪地裁は、K市の主張を認めて、本訴には訴えの利益がないとして、原告の取消請求を却下した。

そこでH社は、大阪高裁に控訴した。

##### 《大阪高裁の判断》

##### 当裁判所の判断

1 行政事件訴訟法9条1項は、当該処分の取消を求めるにつき、法律上の利益を有する者（処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分の取消によって回復すべき法律上の利益を有する者を含む）に訴えの利益を認めている。

同規定にいう法律上の利益を有するとは、本件のように期間の経過等により処分自体の効力は失われても、処分の効果として直接かつ確定的な不利益が法律上残存しているため、同処分の取消によらなければ回復できない法律上の利益がある場合を指すと解される。

これに対し、単に当該処分により生じた損害が回復していないというにすぎない場合は、国家賠償請求によって損害の回復を図るべきであり、このような場合に上記法律上の利益があるということはできない。

2 H社は、法7条5項4号トが「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定していることを根拠として、本件処分の存在により、将来の更新の際に不利益を被ったり、他の軽微な処分があった場合などに処分の累積と扱われる不利益があると主張する。

しかし、上記規定は、業務取消処分を受けたこと自体を欠格事由とする同号ニの規定と異なり、業務停止処分を受けたこと自体を欠格事由とする規定ではない。過去に業務停止処分を受けた結果、同規定の適用上不利益に扱われる余地があるとしても、このような不利益は、当該処分の直接的な効果とはいはず、当該処分歴を不利益な事情として扱われるおそれがあるということにすぎないのであって、このような一般的抽象的な不利益が存在することをもって、処分の取消によって回復すべき法律上の利益があるということはできない。

本件でK市がH社に対し、本件許可の更新直前に本件許可条件を遵守する意思があるかどうかを問合せる書面を送付したことは、上記認定のとおりであるが、これをもって、訴えの利益についての上記判断が左右されると解することはできない。

3 H社は、運転免許の場合を例に挙げて、訴えの利益があるとも主張する。

しかし、運転免許についてはいわゆる

点数制が採用され、過去の不利益処分が点数として累積し、新たな行政処分は、その点数を前提にされるから、点数が累積し、その点数を前提として処分がされる場合は、過去の不利益処分の直接かつ確定的な効果は残存しているといえ、本件で同列に論じることはできない。

H社は、本件処分により、K市から業務委託契約を解除される可能性があるとも主張する。しかし、業務委託契約書において、本件処分を理由に業務委託契約を解除されるような条項はないし、業務委託について定めた法施行令4条にも本件処分によって業務委託契約において不利益に扱われる趣旨の規定はなく、これをもって訴えの利益があるということはできない。

また、H社は、本件処分が地元紙で報道され、それにより不利益を被ったとも主張する。しかし、このような不利益が否定できないとしても、それ自体は処分の効力として直接生じたものといえず、これをもって訴えの利益があると認めるることはできない。その他、H社が主張する不利益についても、これをもって訴えの利益があるということはできない。

#### 《大阪高裁の判断は疑問》

大阪高裁の判断はピントが外れているように思えてならない。

最近判決が出たばかりであるから、H社は上告して、最高裁の判断を訊くのがよいと思う。

そもそも、事業停止処分に対する取消の訴えは、常に停止処分後に提訴するものである。予め提訴する例は、ないであ

る。

それを事業停止処分後に提訴したら、時間切れで、訴えの利益がないというなら、常に、事業停止処分が終了しないうちに提訴しなければならなくなる。つまり、「将来の給付の訴え」を提起することになる。例えば、K市は、H社に対して、その予定している平成23年1月11日から同年同月20日までの間の事業停止処分をしてはならない>という、将来の事務遂行を要求する訴えを提起することである。しかし、それは異例である。

また、事業停止処分をした場合には、教示がなされるが、その教示は、「この処分を受けた場合は、処分を知った日の翌日から起算して6ヶ月以内にK市に対して訴えを提起することができる」とあるので、その教示に従って、6ヶ月以内に提訴したら、もう<時間切れ>で、<訴えの利益がない>といわれたら、全く騙されたことになるではないか。

それなら、事業停止処分の前に「弁明の機会の付与」することになっているので、このときに、<今後、事業停止処分がなされたら、その終了の前に不服の申立をしないと、時間切れで訴えの利益がなくなり、訴えが却下されるので注意すること>というような教示をしなければ意味がないことになる。

K市は、嘘を教示したことになるではないか。立法論としても考えなければならない。

大阪地裁と大阪高裁の判決は、大いに問題がある。

## ～協会の主な今後の日程～

(平成22年12月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
12	8	水	広報委員会10:00～ 常任理事会13:30～／第283回理事会14:30～	協会会議室
	10	金	収集運搬委員会16:00～	協会会議室
1	13	月	青年部幹事会15:00～	協会会議室
	16	木	〈会員対象〉女性部企画・運営研修会（映画上映／監督講演）14:30～	日本ペイント東京研修センター
2	21	火	常任理事会15:00～	協会会議室
	29	水	年末年始休業	
1	5	水		
	12	水	常任理事会13:30～／第284回理事会14:30～／法制度検討会16:00～	協会会議室
	13	木	安全衛生推進委員会16:00～	協会会議室
	14	金	全産廃連：第139回理事会／新年賀詞交歓会	明治記念館
	25	火	青年部関東ブロック幹事会	協会会議室
	28	金	第54回定期総会16:30～／賀詞交歓会18:00～	青山ダイヤモンドホール
2	4	金	平成22年度「産業廃棄物処理実務者研修会（基礎コース）」	ベルサール西新宿
	17	木	女性部 幹事会 15:00～	協会会議室
	22	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
	25	金	全産廃連：第13回全国正会員・理事長会議 都共催：平成22年度第4回産業廃棄物処理業者講習会	鹿児島県
	28	月	〈会員対象〉第3回安全衛生研修会「リスクアセスメント推進研修会」	神田グリーンホール

### 【訂 正】

本誌243号の「よろず相談」（会計・役員退職慰労金と賞与）の記事中、P26最後の項【具体的な会計処理】の2行目、役員退職慰労引当金繰入人は繰入の誤りにつき、謹んで訂正しお詫び申し上げます。



# お江戸ぶらぶら歩る記

## ニお江戸の名所旧跡ニ

### 赤坂から青山へ⑧

青山霊園の中心部を走っている墓地通りは、青山通り（246号線）から西麻布へ向けての一方通行だが、二本の車が左右とも入れる道を経て青山橋から乃木坂へ向かう二車線の416号線を横断するが、これを左折して進むと青山1丁目から来る4車線の319号線とクロスする。



青山葬儀場入口

この左側に青山斎場がある。ここは正式には「東京都青山葬儀場」と言ってその歴史は古く、明治34年に民間の斎場として開設、大正14年に旧東京市に寄付され、昭和19年に現在の建物に再建されたものだ。敷地3,000坪の中にサクラやケヤキ等と数多くの木々が豊かな自然とゆとりを感じさせる。

式場は350席の椅子が設置可能なスペースがあるが、小型の葬儀や法要或いは立食形式の食事可能な自由なレイアウトでの利用も可能という。しかし、近くは先

日の演歌の大御所といわれる作詞家・故星野哲郎さんの葬儀に参列者1,000人を超えるという様に著名人の葬儀で知られている。

ここは、斜め向かい側に乃木坂トンネルがあり、この地下を東京メトロ千代田線が走っている。ここを越えるには手前に階段があり、トンネルの上に出られ、正面の道路わきの階段を下りていくと、そこは千代田線の乃木坂駅入り口であるとともに、乃木神社の入口で左側に大鳥居が聳えている。



乃木神社入口

ご祭神の乃木希典命は、ご存じの通り幕末から明治という激動の時代を過ごし、日清・日露戦争で活躍、特に日露戦争における旅順攻撃は有名であるが、詩歌の素養に優れ、学習院長として深い慈愛と質実剛健の心を持って、のちの昭和天皇を始め多くの生徒を指導者として育てた。また、静子夫人も忠孝・質素・仁愛の志篤く、内助の功を尽くされていたが、大

正元年9月13日、夫妻とも明治天皇に殉じられた。その壮絶な殉死は天皇に対する忠誠と敬愛に当時の人びとの心をうち、この精神を永世に残そうとここに祀られた。



乃木邸宅入口

敷地邸宅が遺言により東京市に寄付され、のちに港区に移され赤坂土木事務所が管理している。区の指定文化財とされた邸宅は、明治35年（1903）にフランス軍隊の建物を模したといわれるが、傾斜した地形で半地下に台所、風呂場、納所や書生・女中部屋等を配し、一階には応接間や客室、殉死された居室、夫人居室など、屋根裏には日露戦争で戦死した令

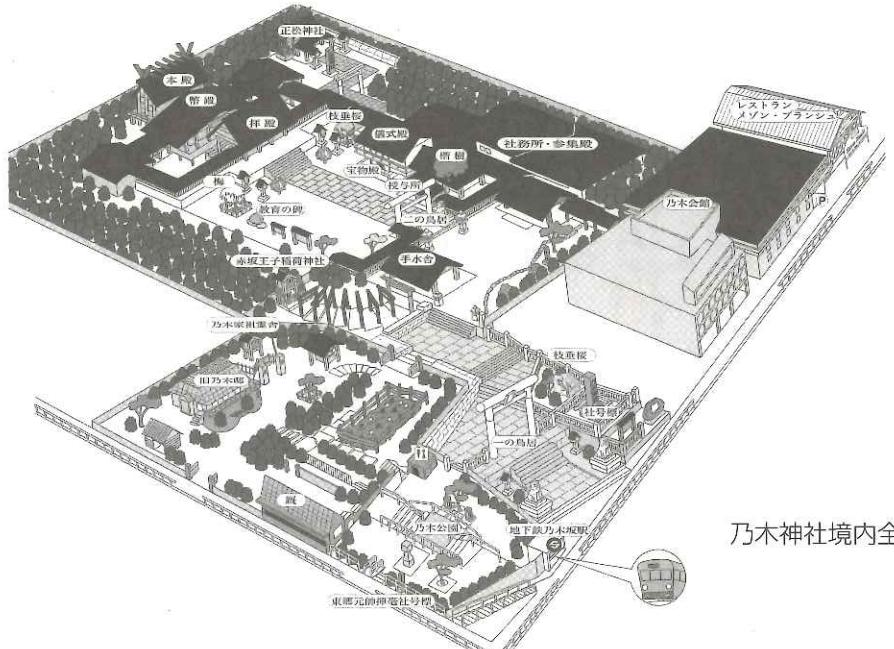
息の居室、物置等、また別棟には供部屋と馬小屋がある。

当時の将官の邸宅としては大変質素なものとされるが、住居が木造なのに馬小屋がレンガ作りなので、当時評判となつたといわれる。

住居には見学しやすいように回廊がめぐらされており、1階内部が見られるようになっている。

乃木神社一帯は別図に示すとおり境内では3,000坪で、外苑として旧乃木邸と乃木公園があるが、正面に拝殿とその奥に本殿と言う形で、ご祭神は勿論、乃木希典命で乃木静子命が配祀されており、文武両全・夫婦和合の神様として崇敬されているが、記者が取材した日はお日和も良かった勢か神前で結婚式が行われていた。

境内には、乃木家由縁の御魂と勝典・保典の両令息の御魂を祀る祖靈社と、摂社として正松神社と末社として赤坂王子稻荷神社が祀られている。



乃木神社境内全図

## 事務局だより

今年の  
ドラフト  
会議が大いなる「賑わい」を見せた。

話題の中心は、四年前の夏の甲子園大会（第88回大会）で日本中を歓喜の渦に巻き込んだ男、その人であった。

その人とは「ハンカチ王子」とも呼ばれている。名前をフルネームで記述しなくとも「わかった、あの人はだ」と言う人が大半であろう。

私も四年前にこの機関誌の紙面で、「新人さんが元気である」と三人の活躍を記事にした想いがあるが、いまその記憶が蘇ってきた。

当時記述した内容は、「神宮球場を満員にさせた男」・「伝統球団をメタクリにした男」・「15歳でゴルフチャンピオンになった男」などであったように思うが、そのうちの一人、神宮を満員にした早稲田大学の斎藤佑樹投手である。

他の二人についても、あえて詳しい説明を加えるまでもないであろう。既にプロの世界で評

判通りの活躍を見せており、今後もさらなる飛躍が期待されている人達である。

そんな三人が今度はプロという次元の高い世界でまた、競い合うという。実に楽しみではないか。かたやプロの先輩としての意地があり、プロ入りする彼には、己や相手の力をも味方にできる「何かを持っている男」と言われている。

事実、神宮球場が満員になったのは10年ぶりの快挙、伝統ある早実野球部で記念すべき100代目の主将に就任、今年度東京六大学野球公式戦優勝、投げた公式戦29試合でチームが負けなしという不敗神話まで作っている。

そして、「何を持っているのか」の問い合わせにも、「それは仲間です」と明快に答える優等生。こんな名セリフを、勇気（佑樹）と自信をもって言えるような、国のトップリーダーを今国民は求めているのだが…

（木村）

## 編集後記

紅葉について報道  
もされていますし、  
身の回りの木々も色づいております。体感としては、いきなり冬を感じていますが、皆様には如何お過ごしでしょうか。今年の紅葉は温度の急激な低下がもたらしたのでしょうか、例年より色鮮やかに感じます。しかし、先月号の事務局だよりも記載されていましたが、今年は猛暑のため、芋類が不作のようです。米の等級も良くないようです。年に一度の収穫が実り多きものとならなかった農家の皆様、是非元気を出して下さい。来年こそ、良い収穫が得られるようお祈り申し上げます。

オリンピックの夏の大会の中間年に開催されているアジア大会が中国の広州で開かれました。日本選手団は目標の金メダル獲得数に及ばなかったようですが、従来あまり得意としていたなかった種目で金メダルを獲得していました。日本のスポーツの裾野の広がりを感じても良いので

はないでしょうか。

今月号は業界関連の全国規模の催し、当協会の各委員会・部会が開催した催しについて記事を掲載しております。ページ数の関係で詳細を書き切れない面も否めませんが、どうかご容赦頂きたいと存じます。それらの詳細について、主催者からそれぞれ報告書等がホームページ等に掲載されていますので、ご興味がおありであれば、そちらをご覧頂ければ幸いです。

師走を迎えました。年越しの準備には未だ時間がありそうですが、「師走」の文字にもありますようにこの時期は何かと不要不急の事象が数多く出て参ります。先を良く読んで対処頂ければと思っております。

皆様が揃って良い年をお迎え頂けるよう、広報委員会一同でお祈り申し上げます。本年もお世話になり、一同深く感謝申し上げます。

（乙顔）

## とうきょうさんぱい 2010 第244号

発行人 高橋俊美  
企画・編集  
発行所 東京産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail: info@tosankyo.or.jp

印 刷 皆川美術印刷株式会社

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

## 社団 法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>

# よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



パーティクルボード生産

再生(製品化)



身近な使用例

廃  
棄  
物



木質廃棄物



中間処理(破碎)

パーティクルボード工場(JIS表示許可番号390031)  
製造・加工

受入れ・中間  
処理(破碎)

パーティクルボードとは…

木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

東京ボード工業では…。

廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

目標は究極のリサイクリング  
(資源循環の輪)なのです。

当社で生産したパーティクルボードは加工・製品化されます。しかし、あくまで木質系の素材であるため、老朽化することは否めません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持ち込みいただることにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことが出来るのです。これこそが当社の自指している究極のリサイクリングなのです。

**TB** 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号  
TEL.03(3522)1524㈹ FAX.03(3522)1525  
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚1000  
TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1  
TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。  
<http://www.epd-eco.com>

EPD®